

指導等は完全予約制となります。インターネット又は電話にてお申し込みください。来所の際は必ず会員証をご提示ください。



あじさいと風の吊り橋 (神奈川県立秦野戸川公園)

撮影 広報委員



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
 保土ヶ谷区仏向町154-2
 ゴトービル2F
 TEL 045-442-7201
 FAX 045-442-7251
 発行人 平井 武男
 編集 広報委員会

確定申告報告

税制指導委員長 鴨井 ふく子

令和5年分の所得税・消費税の確定申告が指導部、役員、東京地方税理士会保土ヶ谷支部の先生方のご協力により無事終了致しました。コロナウイルス感染予防3密対策として完全予約制を導入し早4年余りになり、会報及び声掛け等により周知が行き届き、申告相談の待ち時間も少なくなりました事は、会員の皆様のご理解とご協力によるものです。ありがとうございました。

また本年からはインボイス制度の開始に伴い免税事業者から適格請求書発行事業者として消費税を申告する会員さんが多くなりましたが、事務局の頑張りで終了しました。これからも申告の基本である自計・自書をサポートし、会員の皆様と共に勉強を重ねていきたいと思います。

今後も申告会へのご支援と、ご協力をお願い申し上げます。

| | | | | |
|------|---------|---------------------|------|--------|
| 提出件数 | 所得税確定申告 | 2,097件 (e-Tax 467件) | 来所者数 | 3,987名 |
| | 消費税確定申告 | 504件 (e-Tax 135件) | | |

青色コーナー報告

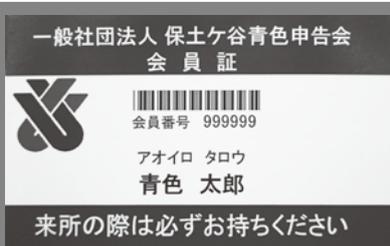
組織委員長 福島 靖利

令和6年2月16日より3月15日迄、日石横浜ホールにて横浜中会と合同で今年も青色コーナーを設置しました。今年は108名の来場者があり指導に行かれた役員の皆様が積極的に入会勧奨をして頂き6名の入会がありました。指導に行かれた役員の皆様大変お疲れ様でした。

会員数も年々減少傾向にあり非常に厳しい状況になっています。組織委員会としては今後いろいろな対策を検討し、入会勧奨に努めて参ります。

何卒皆様のご支援と、ご協力をお願い申し上げます。

青色コーナー実績 2/16~3/15 入会者数6名 青色申請数65件



来所の際は必ず会員証をご提示ください!
 会員証があると受付がスムーズに出来ます。
 会員証を紛失した方は事務局へご連絡ください。
 再発行致します。

税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

令和6年6月より実施される **定額減税** について

定額減税の概要

- 1. 定額減税の適用対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。
 - 2. 定額減税の対象となる所得税は「令和6年分所得税」です。
 - 3. 定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。
- (1) 本人（居住者に限ります。） 30,000円
 - (2) 同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満も含む。いずれも居住者に限ります。）
1人につき30,000円

定額減税の実施方法

・所得の種類によって、次の方法により実施されます。

給与所得者

- ・ 令和6年6月以降に支払う給与・賞与にかかる源泉徴収税額から減税する。
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算をする。

公的年金受給者

- ・ 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税する。
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算をする。

不動産所得・事業所得者等

- ・ 予定納税対象者については、予定納税から減額する。
- ・ 確定申告書提出時の所得税額から減税をする。



給与支払者向け所得税定額減税コールセンターの設置
 設置期間 令和6年3月1日から令和6年7月末日
 午前9時から午後5時（土日祝日除く）
 電話番号 0570-02-4562

国税庁 特設サイトはこちら ➡



定額減税説明会（予約制）

給与の支払いをしている事業者は是非お越しください！ご希望の日時をご予約ください。

日 程 6月3日（月）～21日（金） ※土日を除く
 指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 指導時間は1人50分制です。

令和6年1月から電子取引データの保存が必要になりました!

準備が間に合わない場合の対応について

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないけどどうしたらいいの?



下記、(1)と(2)を満たす場合には、
電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。



(1)電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)

「人手不足」「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められます。



(2)税務調査の際に、
・電子取引データのダウンロードの求め
・電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいのね。



その通りです。ご対応をよろしくお願いいたします。



なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



もっと知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは?

電子帳簿保存法の取扱い通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。 ➡



指導会の日程や詳細についてはホームページをご覧ください。

日曜日指導会 (予約制)

減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 6月16日 7月7日
8月 4日 9月8日

指導開始時間

①9:00 ②10:00 ③11:00
午前のみ営業で1人50分制です。

※修正申告・更正の請求・準確定申告の指導は出来ません。
当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。
また、ご予約いただいていない方は指導できません。

会計ソフト『ブルーリターンA』 個別指導会 (予約制)

確定申告期に何回も指導を受けられた方は必ずお越しください！ご希望の日時をご予約ください。
下記日程以外でも実施しています。

日 程 6月10日(月)～14日(金)
8月19日(月)～23日(金)

指導受付時間 午前9時～11時
午後1時～ 4時

※指導時間は1人50分制です。

労働保険のお知らせ

令和6年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の確定・概算申告と保険料などの納付はお早めに

申告・納付期間は6月3日(月)～7月10日(水)です。

詳しい内容はこちらから ⇒



労働保険の申請は便利な電子申請で！ ⇨ **検索** 労働保険の電子申請

お問い合わせは 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 045-650-2803

新規加入受付中

当会は労働保険・一人親方保険のお取扱いをしています！（別途組合費が掛かります。）
加入を希望の方等は労働保険担当 根本・藤田までご連絡ください。

女性部より 使用済み切手 捨てないで！

たくさんの使用済み切手と一円玉2,874円集まりました。

皆様のあたたかいご協力に心からお礼申し上げます。使用済み切手等を全国青色申告会総連合 女性部の本部へ送付しました。切手は東京都青梅市の目の不自由なお年寄りのホームに送り、愛好家に販売され、ホームの運営資金や盲大学生の奨学金の資金となっています。

使用済みの切手・一円玉を申告会にお持ちください。切手は周囲5ミリ程度残して切り取っていただければ幸いです。よろしくお願い致します。



お知らせください！

転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きできます。

退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費がかかります。

指導受付時間 午前9時～11時
午後1時～4時

業務終了時間 午後5時

※土・日・祝日は休み

青色申告会のLINE公式アカウント

・Facebookあります！

○ホームページやFacebookでは、指導会開催や税制改正等、優待サービスなどの情報を掲載しています！！

LINEでは会報や指導会などの情報が届きます。是非、登録をお願いします。また、紙での会報が不要な方は事務局へご連絡ください



LINEID:@308u1hw1



Facebook: @hodogayaaioiro



会員増強にご協力をお願いします！開業された方や、ご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！

横浜市からのお知らせ

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税(特別徴収分)の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。(10日が金融機関等の休業日であれば、その翌営業日が期限になります。)

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにごさいます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ウェブサイト「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ウェブサイト「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例 検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課 〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話:045-671-3096 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落しによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届 検索

【提出先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課) 〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話:045-671-4471 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

税証明がオンラインで申請できます！

■申請に必要なもの(個人の方)

- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの)
・スマートフォン(マイナンバーカードを読み取れるもの)
・クレジットカードまたはスマホ決済(PayPay,LINEPay)

■取得できる証明書

- 市民税・県民税課税(非課税)証明書、納税証明書(※)
固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)
(※)一部対象外のものがあります



横浜市 税証明 オンライン申請 検索

＊会員数＊ 令和6年3月末現在

Table with 2 columns: Category (正会員, 保土ヶ谷区, 旭区, 瀬谷区, 準会員) and Count (2,867名, 945名, 1,181名, 741名, 131名)

事務局より

ご不便をおかけしますがよろしくお願い致します。

職員研修会 7月26日(金)午後～
事務局はお休みさせていただきます。

夏期休暇 8月13日(火)～16日(金)
事務局はお休みさせていただきます。

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和五年

- 後藤 泰邦(配偶者)システムエンジニア 五月二十五日 六十五才 旭区
関口 芳彦(事業主)不動産貸付業 八月五日 八十八才 保土ヶ谷区
高橋 高一郎(事業主)不動産貸付業 十二月二十三日 九十三才 瀬谷区
令和六年
吉澤 健二(事業主)不動産貸付業 一月二日 八十六才 旭区
関口 軍守(事業主)建設業 一月五日 八十六才 瀬谷区
大西 俊雄(事業主)小売業・不動産貸付業 一月八日 九十三才 瀬谷区
八幡 秀敏(事業主)電気配線工事 一月十二日 七十才 保土ヶ谷区
早川 憲(配偶者)学習塾 一月二十日 八十九才 瀬谷区
内木 広(事業主)理容業 一月二十一日 七十九才 瀬谷区
金子 嘉和(事業主)不動産貸付業 一月二十九日 六十八才 旭区
石田 隆(事業主)観光業 二月十六日 七十六才 旭区
内田 一枝(事業主)不動産貸付業 二月二十九日 九十一才 旭区
澁谷 敏子(事業主)不動産貸付業 三月十日 八十五才 保土ヶ谷区
飯田 文治(事業主)不動産貸付業 三月二十日 八十五才 旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

6月の行事

- 3日(月)～7日(金) 健診・人間ドック
3日(月)～21日(金) 定額減税説明会
10日(月)～14日(金) ブルーリターンA個別指導会
13日(木) 広報委員会編集会議
24日(月)～7月10日(水) 源泉指導会